

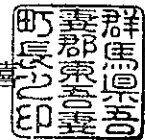
東吾妻町告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本町区域内の字の区域を別紙変更調書のとおり廃止する旨、告示する。

この処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）法第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成24年 9月28日

東吾妻町長 中 澤 恒 喜



変 更 調 書

吾妻郡東吾妻町

No. 1

大字	字	地 番
原町	須郷沢	165の5、166の2、167の3、168の1、168の4、169の1から169の5まで、169の15 170の5、170の6、170の10、170の11、170の15、177の7
	御殿	707
	清光	714の1から714の4まで、715の1、715の4、715の5、718の1から718の4まで 719の1、719の2、720の1から720の4まで、728の1から728の7まで 729から731まで、732の1から732の4まで、733、734の1、734の2
	長町	762の1、762の2、763の1、763の7、763の8、764の2、764の5、765の2 765の10から765の12まで、766の1、766の2、767の1から767の3まで 768の1、768の2、769の1から769の4まで、770、771の1、771の2 772、773の1から773の5まで、774の3、774の4、775の1、775の4、775の5
	大宮	786から788まで、788の2、789の1から789の5まで、801、802、803の1 804の1から804の3まで、805の1から805の3まで、806の1から806の4まで 807の1、807の3、807の4、807の7から807の9まで、808の2から808の4まで 808の7から808の9まで、809の2、809の3、853の1、853の2、854の1、854の2 855から861まで、862の1から862の7まで、863-1、863の2、864、865の1 865の2、866の1から866の7まで、866の9
	込塚	869から872まで、873の1、873の2、874、875、876の1、876の2、877から879まで 881の1、881の2、882の1、882の2、883の1から883の4まで、884の1、884の2 885、890の3から890の5まで
	中堰	928から936まで、937の1から937の3まで、938、939の1、939の2、940の1 940の2、941の1から941の3まで、942から968まで、969の1から969の3まで 970の2から970の4まで、970の6から970の10まで、971の1、971の2
	諏訪前	985の1、985の2、986の1、986の2、987から990まで、991の1、991の2、992 993の1、993の2、994の1、994の2、995の1、995の2、996の1から996の3まで 997の1から997の6まで、998の1から998の3まで、999の1、999の2、1000の1 1000の2、1001の1、1001の2、1002の1、1002の2、1005の1から1005の5まで 1006の1から1006の3まで、1023の1、1023の3、1023の4、1024の1、1024の2 1035の1から1035の5まで、1036の1から1036の3まで、1037の1から1037の3まで 1038、1039、1040の1、1040の2、1041の1から1041の5まで、1042の1、1042の2 1043の1、1043の2

変 更 調 書

吾妻郡東吾妻町

No. 2

大字	字	地 番
原町	紺屋町	1088の8から1088の11まで、1088の16、1088の17、1088の19、1089の9 1090の10、1091の1、1091の3、1091の4、1092、1093の1から1093の3まで 1094、1095の1から1095の6まで、1096の1から1096の3まで、1097、1098の1 1098の2、1099の1、1099の2、1100の1、1100の2、1104の3
	釜谷戸	2684の2、2684の4から2684の6まで、2689の3から2689の5まで、2689の7 2690の1、2690の2、2691の1から2691の3まで、2692、2693の1、2693の2 2694の1、2694の2、2695、2696の1、2696の2、2697の1、2697の2、2698 2699、2700の1、2700の2、2701の1から2701の7まで、2701の11、2703の2 2703の3、2704の2、2705の4、2705の5、2707の7、2710の2、2711の4、2711の5 2712の1から2712の3まで、2713の1、2714、2715の1から2715の3まで、2717の1 2717の2、2717の6、2718の3、2719の2、2720の2、2721の2、2722の2、2723の4 2723の5、2724の1、2724の8、2724の9、2725の1、2725の3から2725の5まで 2726の1、2726の3から2726の6まで、2727の1、2727の3、2728の1、2728の2

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である国有地及び町有地の全部を含む。）を廃止する。

廃止理由書

東吾妻町駅北土地区画整理組合による駅北土地区画整理事業の施行に伴い、施行区域内の区画形状を改め、字の区域を廃止する事となったため。

事業の概要

1 事業名	吾妻都市計画事業駅北土地区画整理事業
2 事業主体	東吾妻町駅北土地区画整理組合
3 事業年度	平成 8 年度 ～ 平成 25 年度
4 事業面積	31.9 ha